

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省31-1-3)

| | | | | | |
|----------------------|--|--------------------|-------------|---|---|
| 施策名 | 1-3 技術革新 | 担当部局名 | 産業技術環境局総務課 | 政策評価実施予定時期 | 令和2年8月 |
| 施策の概要 | 産業技術に関する政策に関すること | | | 政策体系上の位置付け | 1 経済成長 |
| 達成すべき目標 | 日本を世界で最もイノベーションに適した国とすることを目指し、産学官連携を推進するナショナル・イノベーションシステムの改革、民間研究開発投資環境の整備、事業化につながるイノベーションの創出を推進する | | 目標設定の考え方・根拠 | 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)、「統合イノベーション戦略」(平成30年6月15日閣議決定)、「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) | |
| 施策の予算額(執行額) (百万円) | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | 第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説、日本再興戦略、統合イノベーション戦略、科学技術基本計画 |
| | 17,807 (17,465) | 39,689 (38,917) | 1,810 | | |

【測定指標】

| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|------------------------------|---|--------|---------|--|----------------------|-------|-------|-------|-------|---|---|--|
| | 基準年度 | 目標年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | | | |
| 1 官民合わせた研究開発投資の対GDP比 | - | - | 4%以上 | 令和2年度 | - | - | - | - | 4%以上 | / | / | 「世界で最もイノベーションに適した国」にするためには、継続的な研究開発投資が必要。「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)、「統合イノベーション戦略」(平成30年6月15日閣議決定)及び「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)において、2020年度までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上を目指すとの目標を掲げていることを踏まえ設定。 |
| 2 政府研究開発投資の対GDP比 | - | - | 1% | 令和2年度 | - | - | - | - | 1% | / | / | 政府研究開発投資は、民間投資を促進する呼び水となるものであるため、具体的な目標を設定し、拡充していくことが必要。「統合イノベーション戦略」(平成30年6月15日閣議決定)及び「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)において、2020年度までに政府研究開発投資を対GDP比の1%以上を目指すとの目標を掲げていることを踏まえ設定。 |
| 3 企業から大学、国立研究開発法人等への投資額 | 1,151億円 | 平成26年度 | 3,453億円 | 令和7年度 | - | - | - | - | - | / | / | イノベーションをめぐる環境が予想以上のスピードで変化し、オープンイノベーションに対する期待が高まる中、組織体組織の本格的な産学官連携の重要性が増している。「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)及び「統合イノベーション戦略」(平成30年6月15日閣議決定)において、2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を2014年の水準の3倍増とすることを掲げていることを踏まえ設定。 |
| 4 中長期における研究開発等の推進 | 着実な施策の実施(※) ※具体的には以下を実施予定 ①産業技術やエネルギー・環境技術分野について、具体的なロードマップに沿って、産学官で研究開発を推進する ②中長期的な視点からの具体的な技術戦略に基づき、戦略的基盤技術研究開発(人工知能等)を実施する等 | | 令和元年度 | 我が国の産業が中長期的に世界をリードするためには、具体的な技術戦略を策定した上で国の研究開発プロジェクトを実施することにより、個別の企業では実施困難な、より革新的で複雑な研究開発に取り組むことが重要。「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、我が国が強みを有する分野に重点的に投資を行うこと、「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)において、科学技術イノベーションに資する研究開発プロジェクトを着実に推進することが挙げられていること、とりわけ人工知能等においては「人工知能の研究開発目標と産業化のロードマップ」(平成29年3月31日人工知能技術戦略会議とりまとめ)に基づき基盤技術の研究開発を行うことが挙げられていることを踏まえ設定。また、「エネルギー・環境イノベーション戦略」(平成28年4月19日)において、技術進展の見通しや2050年頃を見据えた将来ビジョンを産学官で共有し、研究開発を推進することが挙げられていることを踏まえ設定。 | | | | | | | | |
| 5 研究開発型ベンチャーの育成とエコシステムの構築と強化 | 研究開発型ベンチャーを支援するVC等の認定、協調した事業化支援によるベンチャー・エコシステムの構築と強化 | | 令和元年度 | 我が国では研究開発型ベンチャーの創出・発展が不十分であり、ベンチャーが自律的、持続的に生み出されるようなベンチャー・エコシステムの形成を目指すことが重要。「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、大企業やベンチャーキャピタル(VC)が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築することが、また、「ベンチャー・チャレンジ2020」(平成28年4月19日日本経済再生本部決定)において、海外のベンチャーキャピタルによる日本の研究開発型ベンチャーへの投資を促す仕組みの構築等によってイノベーションエコシステムの構築につなげていくことが挙げられていることを踏まえ設定。 | | | | | | | | |

【達成手段一覧】

| 達成手段 | | 予算額計(執行額) (百万円) | | | 開始 年度 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | 再掲 | 平成30年 行政事業 レビュー 事業番号 |
|------|---|--------------------|------|-------|----------|------------|---|----|-------------------------------|
| | | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | | | | | |
| 1 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 | - | - | - | 昭和42年度 | 1 | 試験研究費の増減に応じて6～14%相当額の税額控除を認める(控除率10%超の部分は2020年度までの時限措置)。税額控除限度額は、法人税額の25%。ただし、一定のベンチャー企業の場合は法人税額の40%。 ※試験研究費の売上高に占める割合(以下「試験研究費割合」という。)が10%超の場合には、控除率を上乗せ(2020年度までの時限措置)。 ※試験研究費割合が10%超の場合には、控除上限を最大10%上乗せ(2020年度までの時限措置)。 | - | - |
| 2 | 特別試験研究に係る税額控除制度 | - | - | - | 平成5年度 | 1 | 特別研究機関等、大学等、研究開発型ベンチャー若しくはその他の者との共同・委託試験研究に要する費用又は中小企業者に支払う知的財産権の使用料がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の額の20%、25%又は30%相当額の税額控除を認める。 税額控除限度額は、法人税額の10%。 | - | - |
| 3 | 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入 | - | - | - | 平成13年度 | 1 | 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号(業務の範囲)等に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金等で取得した固定資産等について、圧縮記帳を認める。 | - | - |
| 4 | 基盤技術研究促進事業(産投出資) | - | - | - | 平成13年度 | 1 | 民間企業等による基盤技術研究を促進するための新エネルギー・産業技術総合開発機構の研究開発委託事業。 | - | - |
| 5 | 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律 | - | - | - | 平成10年度 | 3 | 大学等技術移転促進法(TLO法)は、大学等から生じた研究成果の産業界への移転を促進し、産業技術の向上及び新規産業の創出を図るとともに、大学等における研究活動の活性化を図ることを目的とする。 | - | - |
| 6 | 産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン | - | - | - | 平成28年度 | 3 | 産学官のイノベーションを促進するため、「組織」対「組織」の産学官連携を深化させるための方策や、その方策の実行・実現に必要な具体的な行動等について取りまとめたもの。 | - | - |
| 7 | 技術研究組合法 | - | - | - | 昭和36年度 | 1 | 民間企業、大学、公的研究機関が試験研究を協同して行う「技術研究組合」の設立等について定めた法律。 | - | - |
| 8 | 基盤技術研究円滑化法 | - | - | - | 昭和60年度 | 1 | 民間における基盤技術研究の促進に関する法律。新エネルギー・産業技術総合開発機構による基盤技術研究促進事業の根拠法。 | - | - |
| 9 | 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律 | - | - | - | 平成5年度 | 1 | 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律。新エネルギー・産業技術総合開発機構による福祉用具の研究開発助成事業の根拠法。 | - | - |
| 10 | 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 | - | - | - | 平成14年度 | 1 | 新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務範囲等を定めた根拠法。 | - | - |
| 11 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所法 | - | - | - | 平成11年度 | 1 | 産業技術総合研究所の業務範囲等を定めた根拠法。 | - | - |
| 12 | 技術研究組合の所得計算の特例 | - | - | - | 昭和36年度 | 1 | 技術研究組合が、組合員への賦課金によって取得した試験研究用固定資産について、圧縮記帳を認める。 過去5年間の減収額()は損金算入額 平成25年度 698百万円(2,739百万円) 平成26年度 197百万円(773百万円) 平成27年度 54百万円(226百万円) 平成28年度 139百万円(595百万円) 平成29年度 371百万円(1,587百万円) (租特透明化法に基づく適用実態調査結果等を基に算出) | - | - |

| | | | | | | | | | |
|----|-------------------------|------------------|--------------------|-------|--------|-----|--|---|----------------|
| 13 | 技術開発調査等の推進 | 244 (204) | 200 (109) | 131 | 平成18年度 | 1 | 事業の成果を踏まえて我が国のイノベーションを担う主体の実態・ニーズに合致した適切な産業技術政策又は研究開発税制が実施され、我が国にイノベーションを創出する環境の整備が促進される。 | - | 0006 |
| 14 | 次世代人工知能・ロボット中核技術開発 | 4,659 (4,659) | 5,862 (5,862) | 4,874 | 平成27年度 | 4 | 個別の企業では実施困難である、特定の事業や場面に依存せず様々な事業分野に活用できる革新的で中核的な人工知能・ロボット技術の研究開発を実施することにより、我が国の産業が中長期的に世界をリードするための実用化につながるイノベーション創出を図ることができると見込んでいる。 | - | 0010 |
| 15 | 国際研究開発事業 | 376 (376) | 174 (174) | 515 | 平成28年度 | 4 | 優れた技術を持つ海外企業との国際共同研究開発を通じて、我が国企業の研究開発のスピードや質を高めて産業競争力を強化する事業であり、日本を世界で最もイノベーションに適した国とし、事業化につながるイノベーション創出の推進に寄与する。 | - | 0016 |
| 16 | 研究開発型スタートアップ支援事業 | 1,130 (1,130) | 992 (992) | 2,339 | 平成29年度 | 5 | 研究開発型のスタートアップ創出・発展のため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が認定したベンチャーキャピタル等から出資・ハンズオン支援を受けるスタートアップが取り組む実用化開発を支援するとともに、スタートアップが事業会社と連携して行う共同研究等と支援することによる、エコシステムの構築を図るものである。 | - | 0017 |
| 17 | 新産業創出に向けた新技術先導研究プログラム | - | 336 (336) | 937 | 平成30年度 | 1 | NEDOが研究開発プロジェクトのマネジメントを行う技術分野を含む広範な技術分野を対象に、当該分野をとりまく環境について広く調査を実施するとともに、文献調査等では推し量ることのできない技術課題を抽出するための先導研究を行うことで、これらの結果を研究開発プロジェクトの企画・立案や技術戦略の策定に活用する。また、本事業の成果から研究開発プロジェクトが実施され、さらにその成果が事業化されることでイノベーション創出に貢献する。 | - | 新30-0001 |
| 18 | IoT社会実現のための革新的センシング技術開発 | - | - | 252 | 令和元年度 | 1.2 | 本事業の成果をもとに、我が国が強みとするナノテク・バイテクを活かした超微量センシング技術に加え、非侵襲・非接触、極限環境、超ロバスタ等の世界的にも実現していない手法・領域での、他国が真似できない質・量のデータ取得を簡便で低コストで可能とする革新的技術開発を新たに実施する。 | - | 新31-0001 |
| 19 | ムーンショット型研究開発事業 | - | 20,000 (20,000) | 400 | 平成30年度 | 4 | 将来の産業・社会の在り方を変革するより野心的な構想を国自らが掲げ、その実現に向け、世界中からトップ研究者の英知を結集し、失敗も想定した寄り挑戦的な研究開発が推進できるよう、制度運営の透明性や競争性の確保、ポートフォリオ・マネージメントの考え方を導入する等、制度的な見直しを図り、関係府省が一体となって研究開発を行う。 | - | 平成30年度 2次補正 |